

保護者各位

2025年7月2日
開成中学校・高等学校

合宿・旅行等における保険資格の確認について

2024年12月に健康保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証（マイナンバーカードの保険証利用）を基本とする仕組みへの移行が進んでいます。

従来、合宿や旅行等において、生徒が医療機関を受診する必要が生じた際、「保険証のコピー」を持参させる取り扱いが行われていたことを踏まえ、厚生労働省は以下のような考えを示しています。

- 2024年12月2日に保険証新規発行が終了した後は、医療機関・薬局等を受診する際にはマイナ保険証によるオンライン資格確認が基本となり、合宿・旅行等においても「生徒本人がマイナ保険証を持参する」ことが考えられる
- 「生徒本人がマイナ保険証を持参する」ことが容易でない場合、次のものを提示する方法での対応も妨げられない

【生徒がマイナ保険証を保有している場合】

- マイナポータルに表示される被保険者資格情報の PDF ファイルをダウンロードしたもの または その印刷物
または
- 資格情報のお知らせ または その写し

【生徒がマイナ保険証を保有していない場合】

- 資格確認書の写し
- 上記による確認の結果、被保険者資格が明らかな場合、窓口負担として自己負担分（3割分など）を支払う。

※「資格確認書」は、原則、被保険者本人の申請に基づき各保険者が交付します。
ただし、当面の間、マイナ保険証を保有しない方等には、申請によらず各保険者が交付
します。

つきましては、生徒が合宿・旅行等に参加の際には、上記のいずれかをご準備いた
だくをお願いすることが想定されますので、ご承知おきいただけますようお願い申し
上げます。

参考 URL (PDF ファイルへのリンクです) :

厚生労働省 (2025 年 2 月)

「健康保険証の廃止に伴う修学旅行等の学校行事や部
活動の合宿・遠征等における児童生徒本人の被保険者
資格の確認方法について」の一部改正について



<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/001402793.pdf>

デジタル庁 (2025 年 3 月)

「保育所等への通園時や学校行事等における児
童・生徒等の保険資格の確認について」



https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/0e218084-72ad-4fa1-b216-95a00e97993b/6a4b32a0/20250326_mynumber_insurance-card_outline_01.pdf